

- 超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針策定検討委員会事務局（熊本県健康福祉部高齢保健福祉課介護保険室事業推進班）
（電話 096-383-1111 内線 7097）

指導力不足教員等の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成15年3月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第1号

指導力不足教員等の取扱いに関する規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2の規定の趣旨に基づき、指導力不足等の理由により児童又は生徒（以下「児童等」という。）を適切に指導することができない教員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- 第2条 この規則において、教員とは、熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）及び講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）をいう。

- 2 この規則において指導力不足教員等とは、精神性疾患及びその他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教員をいう。

- （1）教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者
- （2）指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者
- （3）児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者
- （4）前3号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者

（市町村教育委員会等からの報告）

- 第3条 市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、所管する学校の教員が前条第2項各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該教員の学習指導状況等を当該教員が所属する学校の校長及び当該教員の意見を付して、県教育委員会に報告するものとする。

- 2 県立学校長は、当該学校の教員が前条第2項各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該教員の学習指導状況等を当該教員の意見を付して、県教育委員会に報告するものとする。

（判定審議会）

- 第4条 県教育委員会は、第3条の規定により報告された教員が指導力不足教員等に該当するか否かの判断を行うに当たり、専門家の意見を徴するため、判定審議会を置く。

- 2 判定審議会は、県教育委員会の諮問に対し、審議を行い、答申するものとする。

（判定手続）

- 第5条 県教育委員会は、判定審議会の答申を受け、当該教員が指導力不足教員等に該当するか否かを判断し、当該教員に必要な研修を講ずるものとする。

なお、県教育委員会は必要に応じて、第3条の規定により報告を行った市町村教育委員会又は県立学校長に関係資料の提出及び追加報告を求めるとともに、当該教員が所属する学校の校長及び当該教員の意見を聴くことができる。

- 2 県教育委員会は、当該教員が前項に規定する研修を終了した後、再度、判定審議会に諮問するものとする。

（医師の意見）

- 第6条 県教育委員会は、第3条の規定により報告された教員について、精神性疾患その他の疾病に起因するおそれがあると認められる場合は、医師の意見を聴くものとする。

（免職及び採用、転任又は免職）

- 第7条 県教育委員会は、第3条の規定により報告された教員が指導力不足教員等に該当し、第5条の規定により研修を講じたにもかかわらず、児童等に対する指導を適切に行うことができないと判断した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める事項を決定する。

- （1）第3条第1項の規定により報告された教員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2に規定する免職及び採用又は地方公務員法第28条に規定する免職

- （2）第3条第2項の規定により報告された教員 熊本県職員の任用に関する規則第4条第1項第3号に規定する任用又は地方公務員法第28条に規定する免職

- 2 前項の決定を行う場合には、県教育委員会は、対象となる教員に意見を述べる機会を与えなければならない。